

宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠） 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、SDG s（持続可能な開発目標（2015年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択）の達成に向けて、特に、誰もが安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域づくりのために、地域課題の解決につながる、先進的かつ市内どの地域においても活用が可能となる取組に対し補助金を交付する「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠）（以下「補助金」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、各地区コミュニティ推進協議会等の構成団体とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件をすべて満たすとともに、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月末日までに完了する事業とする。ただし、国・県・市その他の公的機関から補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある事業は対象外とする。

- (1) 宇部市内で実施される事業であること。
- (2) 地域課題の解決につながる事業であること。
- (3) 市内どの地域においても活用が可能である事業であること。
- (4) 新規の事業、もしくは、既存の事業に新たな視点や工夫を加えたものであること。
- (5) 補助事業の終了後も、継続的な取組が見込める事業であること。

（補助金の額等）

第4条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定については、別表1に掲げる補助率、補助上限額のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 4 補助金額の算定の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表2に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者は、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠） 交付申請書（様式第1号）」、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠） 事業計画書（様式第1号の2）」及び「収支予算計画書（様式第1号の3）」に必要な書類を添付し市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第一項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付を決定した補助対象者には、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠） 交付決定通知書（様式第2号）」により、不交付を決定した補助対象者には「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠） 不交付決定通知書（様式第3号）」により結果を通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に関して、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金（地域枠） 選考審査会（以下「審査会」という。）」を設置することができる。
- 3 審査会の設置及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 5 補助対象者への交付決定は、一会計年度あたり1回とする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 前条第一項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)事業計画変更承認申請書(様式第4号)」を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の減額変更をする場合
- (2) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合
- (3) 補助事業の目的に影響のない程度の補助事業の細部を変更する場合

2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかに「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)事業計画変更承認通知書(様式第5号)」により通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止)

第8条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により、補助事業を中止しようとするときは、速やかに「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)事業中止届(様式第6号)」を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了した日から14日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月14日のいずれか早い日までに、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)実績報告書(様式第7号)」、「事業報告書(様式第7号の2)」及び「収支決算書(様式第7号の3)」に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容(第7条の規定により補助事業の内容が変更となった場合は変更承認後の内容)及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第6条の規定に基づく交付決定額(第7条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)金額確定通知書(様式第8号)」により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)交付請求書(様式第9号)」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、第10条および第11条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金交付決定額の全額または一部を概算払いすることができる。この場合において、概算払いにより交付できる額は第6条に規定する交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金(地域枠)交付概算払請求書(様式9号の2)」に、関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(概算払の精算)

第13条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、第10条による額確定通知を受けたときは、「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金(地域枠) 概算払精算書(第9号の3様式)」により精算手続きをとり、「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金(地域枠) 交付精算払請求書(第9号の4様式)」により補助金を請求するものとする。ただし、既にその確定した額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者はその超える額を返納しなければならない。

(帳簿等の整備)

第14条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

(進捗状況の報告等)

第15条 市長は、補助金を交付された補助事業者に対し、「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金(地域枠) 状況報告書(様式第11号)」を市長が指定する期日までに提出するとともに、市長が開催する報告会に出席しその状況報告を求めることができる。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定(第7条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定の内容(第7条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容)若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (4) 「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金(地域枠) 事業中止届(様式第6号)」が提出されたとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、第10条の規定に基づき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返納)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金(地域枠) 返納命令書(様式10号)」により期間を定めてその返納を命じるものとする。

2 前項の規定は、第13条の規定による確定した額を超える補助金が交付されている場合にあっても適用するものとする。

3 返納命令を受けた補助事業者は、決められた期限までに、返納金を納付しなければならない。

(遅延利息)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の返納を命じた場合において、当該返納すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則(昭和44年規則第4号)の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限(以下「指定期日」という。)までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例(昭和39年条例第57号)に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(補助金交付に関する情報の公表)

第19条 市長は、補助金交付に関して次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 補助事業者の名称
 - (2) 補助事業の名称及び事業概要
 - (3) 補助事業に係る補助金額
- (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

| 補助率 | 補助上限額 |
|------------------|-------|
| 補助対象経費の 10/10 | 300千円 |

※ 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表2 (第4条関係)

- 1 補助対象経費は次のとおりとし、事業実施に伴うものに限る。ただし、交付決定日以降に契約し、かつ、事業実施期間の間に要する経費を対象とする。また、月額払い等となるものは、交付決定日の翌月から事業完了の属する月までの経費を対象とする。

| 費目 | 内 容 | 備 考 |
|---------|---|---------------------------|
| 謝 金 | 外部講師・外部従事者への謝礼金 | 団体構成メンバーへの謝金は対象外 |
| 旅 費 | 外部講師・外部従事者の旅費、 団体構成メンバーの当該事業の遂行に係る旅費 | 使用者、日付、行先、交通手段が明確なものに限る。 |
| 委 託 費 | 団体では実施が困難な業務（会場設 営、デザイン等）の委託費 | 企画・運営など事業の中心部分の委託は 除く。 |
| 印刷製本費 | コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレット等の印刷代 | |
| 使 用 料 | 会場・施設の使用料、機材・器具借上 料、駐車場料金 | 会場・施設の冷暖房費を含む。 |
| 消 耗 品 費 | 事務用品、書籍購入費、材料費、その 他消耗品費に対する費用 | |
| 保 険 料 | 活動上必要となる保険の掛金 | |
| 通 信 料 | 郵送費、切手・はがき代 | |
| そ の 他 | 上記以外で補助事業の実施に必要で あると認められるもの(個別に審査) | |

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定日前に購入若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 団体構成メンバーに対する人件費・謝礼・日当等
- (3) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (4) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド使用料を含む）
- (5) 備品購入費（事務処理用のPC 関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機、机・椅子等の事務所用備品等）
- (6) 雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (7) 飲食、接待等の費用
- (8) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (9) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (10) 対象経費のうち、私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないもの
- (11) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費